

議案第十七号

杉並区国民健康保険高額療養費資金貸付基金条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

平成十八年二月二十日

提出者 杉並区長 山 田 宏

杉並区国民健康保険高額療養費資金貸付基金条例の一部を改正する条例
杉並区国民健康保険高額療養費資金貸付基金条例（昭和五十二年杉並区条例第十一号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

杉並区国民健康保険高額療養費資金及び出産費資金貸付基金条例

第一条を次のように改める。

（設置）

第一条 杉並区国民健康保険の被保険者が国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第五十七条の二に規定する高額療養費（以下「高額療養費」という。）の支給対象となる療養に必要な資金（以下「高額療養費資金」という。）及び同法第五十八条第一項に規定する出産育児一時金（以下「出産育児一時金」という。）の支給対象となる出産に必要な資金（以下「出産費資金」という。）を貸し付けることにより、被保険者の生活の安定と福祉の増進を図るため、杉並区国民健康保険高額療養費資金及び出産費資

金貸付基金（以下「基金」という。）を設置する。

第二条中「四千万円」を「八千万円」に改める。

第三条中「資金」を「高額療養費資金」に、「次の各号」を「次」に改め、同条に次の一項を加える。

2 出産費資金の貸付けを受けることができる者は、次に掲げる要件を備えている杉並区国民健康保険の被保険者の属する世帯の世帯主でなければならない。

一 貸付けの申込時において杉並区の区域内に住所を有していること。

二 出産育児一時金の支給を受ける見込みがあること。

三 次に掲げる要件のいずれかに該当すること。

ア 出産予定日まで一月以内の者

イ 当該出産に要する費用を必要とする妊娠四月以上の者で、区長が必要と認めるも

の

第四条を次のように改める。

（貸付資金の額）

第四条 貸し付ける資金（以下「貸付資金」という。）の額は、高額療養費資金の貸付け

については当該貸付けを受けようとする者に係る高額療養費の支給見込額の九十パーセ

ント以内の額とし、出産費資金の貸付けについては当該貸付けを受けようとする者に係

る出産育児一時金の支給見込額の八十パーセント以内の額とする。

第五条中「資金」を「高額療養費資金又は出産費資金」に改める。

第六条を次のように改める。

（貸付けの決定及び通知）

第六条 区長は、前条の申込みがあつたときは、調査の上、貸付けの可否及び貸付資金の額を決定し、その旨を申込者に通知するものとする。

第八条及び第九条を次のように改める。

（償還の方法等）

第八条 貸付資金の償還は、高額療養費資金の貸付けについては当該貸付けに係る高額療養費を充てることにより、出産費資金の貸付けについては当該貸付けに係る出産育児一時金を充てることにより行う。

2 前項に規定する償還を行うため、高額療養費資金又は出産費資金の貸付けを受けた者（以下「借受人」という。）は、高額療養費資金の貸付けについては当該高額療養費の支給金額のうち貸付資金相当額の受領に関する権限を、出産費資金の貸付けについては当該出産育児一時金の支給金額のうち貸付資金相当額の受領に関する権限を区長に委任するものとする。

3 支給決定を受けた高額療養費の額が貸付資金の額に満たない場合は、規則で定めるところにより償還するものとする。

4 借受人が高額療養費又は出産育児一時金の支給の対象とならなかつた場合は、前項の例による。

（偽りの場合等の償還）

第九条 区長は、借受人が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、当該借受人に対し、いつでも貸付資金の全部を一時に償還させることができる。

一 偽りの申込みその他不正の手段により貸付けを受けたとき。

二 貸付資金を貸付けの目的以外の目的に使用したとき。

三 第三条に規定する資格を有していないこと又は有しなくなつたことが明らかになつたとき。

第十三条を第十四条とし、第十二条を第十三条とし、第十一条を第十二条とし、第十条の次に次の一条を加える。

(償還の免除)

第十一条 区長は、借受人の死亡その他特別の理由により、貸付資金の償還ができなくなつたと認めるときは、貸付資金の全部又は一部の償還を免除することができる。

附 則

1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

2 杉並区国民健康保険出産費資金貸付基金条例（平成十三年杉並区条例第十三号）は、廃止する。

3 この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の杉並区国民健康保険高額療養費資金貸付基金条例の規定により資金の貸付けを受けている者又はこの条例による廃止前の杉並区国民健康保険出産費資金貸付基金条例の規定により資金の貸付けを受けている者

については、なお従前の例による。

（提案理由）

国民健康保険高額療養費資金貸付基金と国民健康保険出産費資金貸付基金を統合する等の必要がある。

杉並区国民健康保険高額療養費資金貸付基金条例の一部を改正する条例新旧対照表

新 条 例	旧 条 例
<p>杉並区国民健康保険高額療養費資金及び出産費資金貸付基金条例</p> <p>(設置)</p> <p>第一条 杉並区国民健康保険の被保険者が国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第五十七条の二に規定する高額療養費(以下「高額療養費」という。)の支給対象となる療養に必要な資金(以下「高額療養費資金」という。)及び同法第五十八条第一項に規定する出産育児一時金(以下「出産育児一時金」という。)の支給対象となる出産に必要な資金(以下「出産費資金」という。)を貸し付けることにより、被保険者の生活の安定と福祉の増進を図るため、杉並区国民健康保険高額療養費資金</p>	<p>杉並区国民健康保険高額療養費資金貸付基金条例</p> <p>(設置)</p> <p>第一条 杉並区国民健康保険の被保険者が国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第五十七条の二に規定する高額療養費(以下「高額療養費」という。)の支給対象となる療養を受けた場合において、当該療養に必要な資金(以下「資金」という。)を貸し付けることにより、被保険者の療養を確保し、もつてその世帯の生活の安定を図るため、杉並区国民健康保険高額療養費資金貸付基金(以下「基金」という。)を設置する。</p>

及び出産費資金貸付基金（以下「基金」という。）を設置する。

（基金の額）

第二条 基金の額は、八千万円とする。

（借受けの資格）

第三条 高額療養費資金の貸付けを受けることができる者は、次に掲げる要件を備えている世帯主でなければならない。

一 三 略

2 出産費資金の貸付けを受けることができる者は、次に掲げる要件を備えている杉並区国民健康保険の被保険者の属する世帯の世帯主でなければならない。

一 貸付けの申込時において杉並区の区域内に住所を有していること。

二 出産育児一時金の支給を受ける見込みがあること。

三 次に掲げる要件のいずれかに該当すること。

（基金の額）

第二条 基金の額は、四千万円とする。

（借受けの資格）

第三条 資金の貸付けを受けることができる者は、次の各号に掲げる要件を備えている世帯主でなければならない。

一 三 略

ア 出産予定日まで一月以内の者

イ 当該出産に要する費用を必要とする
妊娠四月以上の者で、区長が必要と認
めるもの

(貸付資金の額)

第四条 貸し付ける資金(以下「貸付資金」という。)の額は、高額療養費資金の貸付
けについては当該貸付けを受けようとする
者に係る高額療養費の支給見込額の九十八
パーセント以内の額とし、出産費資金の貸付
けについては当該貸付けを受けようとする
者に係る出産育児一時金の支給見込額の八
十パーセント以内の額とする。

(貸付けの申込み)

第五条 高額療養費資金又は出産費資金の貸
付けを受けようとする者は、規則で定める
ところにより、区長に申し込まなければな
らない。

(貸付けの決定及び通知)

(貸付資金の額)

第四条 貸付資金の額は、貸付けを受けよう
とする者に係る高額療養費の支給見込額の
九十パーセント以内の額とする。

(貸付けの申込み)

第五条 資金 の貸
付けを受けようとする者は、規則で定める
ところにより、区長に申し込まなければな
らない。

(貸付け)

第六条 区長は、前条の申込みがあつたときは、調査の上、貸付けの可否及び貸付資金の額を決定し、その旨を申込者に通知するものとする。

(償還の方法等)

第八条 貸付資金の償還は、高額療養費資金の貸付けについては当該貸付けに係る高額療養費を充てることにより、出産費資金の貸付けについては当該貸付けに係る出産育児一時金を充てることにより行う。

2 | 前項に規定する償還を行うため、高額療養費資金又は出産費資金の貸付けを受けた者(以下「借受人」という。)は、高額療養費資金の貸付けについては当該高額療養費の支給金額のうち貸付資金相当額の受領に関する権限を、出産費資金の貸付けについては当該出産育児一時金の支給金額のうち貸付資金相当額の受領に関する権限を区長に委任するものとする。

第六条 区長は、前条の申込みがあつたときは、調査の上必要と認められた者に対し、資金を貸し付ける。

(償還の時期等)

第八条 資金の貸付けを受けた者(以下「借受人」という。)は、高額療養費が支給されたとき、直ちに当該高額療養費に係る貸付資金の全部を償還するものとする。ただし、借受人は、いつでも繰り上げて償還することができる。

2 | 前項の規定にかかわらず、区長は、貸付資金の額が高額療養費の支給金額を超えた場合、貸付資金の額と高額療養費の支給金額との差額を、期日を定めて借受人に償還させることができる。

3 | 前項の規定は、高額療養費が支給されなかつた借受人の場合について準用する。

4 | 第一項本文の場合において、高額療養費

3 支給決定を受けた高額療養費の額が貸付資金の額に満たない場合は、規則で定めるところにより償還するものとする。

4 借受人が高額療養費又は出産育児一時金の支給の対象とならなかつた場合は、前項の例による。

(偽りの場合等の償還)

第九条 区長は、借受人が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、前条の規定にかかわらず、当該借受人に対し、いつでも貸付資金の全部を一時に償還させることができる。

一 偽りの申込みその他不正の手段により貸付けを受けたとき。

二 貸付資金を貸付けの目的以外の目的に使用したとき。

三 第三条に規定する資格を有していないこと又は有しなくなつたことが明らかになつたとき。

の支給金額をもつて貸付資金を償還しようとする借受人は、高額療養費の支給金額のうち貸付資金相当額の受領に関する権限を、規則で定めるところにより、あらかじめ区長に委任するものとする。

(偽りの場合等の償還)

第九条 偽りその他不正の手段により貸付けを受けた借受人があるときは、区長は、前条第一項本文の規定にかかわらず、当該借受人に対し、いつでも貸付資金の全部を一時に償還させることができる。

(償還の免除)

第十一条 区長は、借受人の死亡その他特別の理由により、貸付資金の償還ができなくなつたと認めるときは、貸付資金の全部又は一部の償還を免除することができる。

(基金の管理)

第十二条 略

(運用益金の処理)

第十三条 略

(委任)

第十四条 略

(基金の管理)

第十一条 略

(運用益金の処理)

第十二条 略

(委任)

第十三条 略